

## ■ぎふ清流里山公園 屋根付き広場 利用条件

## ① 利用時間

9：00～17：00（8H）：

17：00以降に延長する場合は時間延長申請を行い、利用時間の延長を行う。

## ② 料金形態

（消費税

込）

	利用区分	1時間	3時間	6時間	全日
1. 通常（一般）料金	全面利用	3,000	9,000	18,000	24,000
2. 音楽、芸能、プロ・アマスポーツなどの興行	全面利用・入場料を徴収する				140,000
3. 式典、展示会、発表会、集会、官公庁などの行事	全面利用・入場料を徴収しない		30,000	50,000	70,000

※1 上記以外の利用の場合に該当しない場合は、全て140,000円の利用料金とする。

※2 料金の減免は一切なしとする。

## ③ 料金形態「夜間利用」

（消費税

込）

利用時間	利用区分	1時間あたり	21：00まで	照明利用
1. 通常（一般）料金	全面利用	3,750	15,000	1時間あたり 500円
2. 音楽、芸能、プロ・アマスポーツなどの興行	全面利用・入場料を徴収する	22,000	88,000	
3. 式典、展示会、発表会、集会、官公庁などの行事	全面利用・入場料を徴収しない	11,000	44,000	

※1 17：00～21：00まで利用は可能。

※2 1時間当たりの分割料金単価とする。

※3 照明利用料金は別途徴収（使用面積問わず一律料金）

#### ④ 申請期間

・一般利用は利用日の1週間前までに、イベント利用は利用日の2カ月前までに申請してください。但し、利用時間外に広場を使用したい場合は、3カ月前までに申請してください。なお、これ以外の期間についても別途協議の上、可能とする。

#### ⑤ 予約方法

・申請書をぎふ清流里山公園事務所の受付へ提出し申請。申請書はぎふ清流里山公園のHP上でダウンロードを行い入手するか、ぎふ清流里山公園事務所の受付で配布。

#### ⑥ 利用日の変更

一旦申請し、受理された予約に対し、利用日の変更を行う場合は、ぎふ清流里山公園の受付にて対応。しかし、変更したい日付に別の予約がある場合は、変更不可。変更が受理される場合は、キャンセル料は発生しない。

#### ⑦ 支払方法

・原則、現金での支払いのみ。申請時に利用料金を支払う。  
現金以外の支払を希望する方は別途相談。

#### ⑧ キャンセル料

一旦、支払済の利用料金は次の場合を除き返金しない。  
利用者の責任に帰さない理由（自然災害、施設の支障問題）により利用することができないとき。

#### ⑨ 設備・備品の料金形態（消費税込）

- ・照明 1時間あたり500円
- ・仮設ステージ 1台 20,000円
- ・フットサルゴール

## ■ぎふ清流里山公園 屋根付き広場 利用規定

## ① 利用日 当日について

- 利用開始時間 30 分前より、ぎふ清流里山公園事務所で受付の手続きを行ってください。施設内へは手続き終了後、利用開始時間から入場可能です。申請時間前に入場する事はできません。
- 施設利用後は速やかに施設から退場してください。利用が終えた方は、ぎふ清流里山公園事務所で終了の受付を行ってください。
- 利用終了後はコート整備を行ってください。

※1 連続して他の団体が使用する場合がありますので、終了時間は厳守してください。片づけ、着替えなど含め利用時間内に退場出来るようにしてください。

※2 季節や予約状況によって受付する場所が異なる場合がありますので、事前にぎふ清流里山公園事務所で確認をお願いします。

## ② その他使用に関すること

- 屋根付き広場は雨天等の場合でも基本的には利用可能です。但し、管理上支障があると判断される場合には、利用中止になることがあります。その場合は、管理者の指示に従ってください。
- 利用日当日に申請箇所以外の施設の利用を行った場合は、施設の追加利用申請と追加利用料金を現金でお支払い頂きます。

## ③ 利用上の注意

- 広場内での飲食は原則禁止です。
- 広場内での喫煙・火気は禁止です。
- 車両は所定の場所に駐車してください。駐車場は無料です。
- 着替えをする更衣室はありません。
- 脱衣をしたまま（裸）での利用はやめてください。
- 着用するシューズは、人工芝を痛めない運動靴やトレーニングシューズを使用して下さい。スパイクやピンのあるシューズの使用はできません。
- トイレは自由に使用する事ができます。
- 照明器具を使用したい場合は、別途申請が必要です。
- 人工芝を痛める行為や施設を良好に使用していないと見なされる場合は管理者の指示のもと利用を中止して頂きます。
- 屋根付き広場のコート外にテントなどを設置する場合は岐阜県可茂土木事務所の施設管

理課との協議・申請が必要となり、場合によっては別途料金が発生します。

- 施設利用時のケガや事故は一切の責任を負いかねます。
- 施設利用中の貴重品、手荷物などの盗難や紛失が生じた場合の責任は一切負えません。
- 暴力団関係者、目的外利用の団体と見なされる方は利用できない場合があります。
- 公園側の臨時休業等に併せて、施設が利用できない場合があります。
- 施設の維持管理上の点検や補修、その他理由により利用できない場合があります。
- 施設の建物や設備や備品を破損等させた場合は全額弁償して頂きます。

#### ④ 時間外（夜間）利用について

- 利用時間外の利用を希望する団体は別途、ぎふ清流里山公園事務所と協議をして頂きます。原則、最長21：00までの利用が可能です。

#### ⑤ イベント等の利用について

- 予備日や準備期間を含めた申請する場合は、使用制限が発生する為、全日料金をお支払い頂きます。事前にぎふ清流里山公園事務所に申し出てください。
- 広場と広場以外の施設（駐車場を含む）を全体的に利用したい場合は、岐阜県可茂土木事務所の施設管理課との協議が必要となり、場合によっては別途料金が発生します。
- イベント等の内容、規模に応じて「警察・消防署・保健所」などの官公庁等の手続きが必要な場合があります。
- イベント利用等で飲食を主としたものについては、別途協議をお願いします。  
条件としては、保健所によるイベント開催の申請許可の手続きを行って頂きます。  
また、人工芝が痛まないような養生を最低限行って頂きます。
- 広場内に車両の乗り入れはできません。荷物の搬入の場合は近くまで車を寄せる事ができます。
- イベント利用等で発生したゴミ等は、利用者側で処分して頂きます。
- イベント終了後はイベント前の状態への原状回復を行って頂きます。
- 主催者（代表者）は損害賠償責任保険等にそれぞれ加入してください。